

諮問第 2 号

秘 広 第 1 1 0 号
平成 1 7 年 7 月 2 8 日

海津市個人情報保護審査会会長 様

海津市長 松 永 清 彦



個人情報取扱に関する例外事項についての類型（包括的諮問）

（ 海津市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 8 号、第 7 条第 3 項、第 8 条第 1 項第 6 号、
第 9 条第 1 項第 2 号の規定により、個人情報取扱に関する例外事項についての類型を定
めることについて、別紙により貴会の意見を求めます。

個人情報取扱に関する例外事項についての類型

(包 括 的 諮 問)

○ 包 括 的 諮 問 事 項

1. 本人以外から個人情報为例的に収集することができる場合の類型

(条例第7条第2項第8号)

番号	類 型	理 由 又 は 必 要 性
1	(相談、陳情、要望等) 相談、陳情、要望、苦情、等において、本人の意思により提供される情報の中に提供者以外のものに関する個人情報が含まれている場合	相談、陳情、要望等の内容に相談、陳情者等以外の個人情報に関係する場合、それらを含めて相談、陳情等の内容を把握しなければ事務を適切に処理することができない。 相談、陳情、要望等の内容は相談者等の当事者が自由な意思により自発的、一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
2	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	事務の性質上、本人に知られることにより、公正な執行や円滑な実施を困難にする恐れがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的達成に支障が生ずる。 推薦という性質上、本人から収集することができない。
3	(診療、治療等) 診療行為、疾病の予防等を行うに当たり、本人に関する個人情報を家族、主治医等から収集する場合	患者や受診者等に対する的確な治療行為や疾病の予防を行うため、当該患者、受診者等の病歴その他治療等に必要な個人情報を家族、主治医等から収集することが必要なときがある。
4	(指導員、講師、附属機関の委員等の選任等) 指導員、講師、附属機関の委員等の選任、任命等を行うに当たり、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する必要がある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、選任等の事務の目的の達成に支障が生ずる。 推薦による場合、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。

		候補者から直接収集すると、選任等されなかった場合に信頼関係が損なわれるおそれもあり、事務の公正、円滑な執行を困難にするおそれがある。
5	(送付資料の名簿等) 国、他の地方公共団体その他の団体等から送付された資料の中に名簿等の個人情報が含まれている場合	団体等から事務事業の目的により一方的に送付、提出されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 報告書等の一部として添付されている場合などは、当該個人情報の部分を分離して収集することが事実上困難である。
6	(所在不明等) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあることなどの理由により、本人から収集することが困難である場合において、本人に関する個人情報を家族、本人が所属する団体等から収集する場合	所在不明、精神上的障害により物事の道理を識別する能力を欠く状況にあることなど事柄の性質上、本人から収集することができないため、本人以外から収集することが必要である。
7	(申請、届出等) 各種の申請、届出等に伴い提出される情報の中に、申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	申請書等の記載事項に、当該申請者等以外の者に関する個人情報の記載を要件として求めているとき。 申請、届出等に関係する者の個人情報であり、個々に申請等の手続を求めることは、申請者等に過重な負担を求めることになり、事務の効率化の点からも本人以外から収集することが必要である。
8	(委託契約先の従業員等) 委託契約等に伴い、当該受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合	委託等の契約を締結するに当たり、当該委託業務を適正かつ円滑に執行するためには、担当者、責任者等を決めておく必要がある。この場合、担当者、責任者等となる従業者等の個人情報を受託者等から収集する必要がある。

9	(団体等の指導等) 団体又は事業を営む個人(以下「団体等」という。)に対して指導し、又は補助金の算定や交付等を行うに当たり、団体等の職員、構成員又は団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を団体等から収集する場合	当該団体等でなければ保有していない情報である。(例えば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるかわからない。) 情報の正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。 当該団体等の指導等に際して、指導等に必要範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者などの個人情報を収集することは、一般的な予想の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容していると考えられる。
10	(意見、主張等) 市民等が電話、手紙等により又は会議等の場で口頭により意見、主張等を表明する際に個人情報を収集する場合	意見、主張等の内容に表明する者以外の個人情報に関係する場合、それらの個人情報を含む意見、主張等の内容を把握しなければ、意見、主張等に適切に対応し、当該意見、主張等に係る事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。 意見、主張等の内容は、それを表明する者の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
11	(土地等の取得等) 公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の個人情報を収集する場合	権利関係について確認するため、本人以外のものから情報を収集することが必要になる場合がある。 権利関係の中に当事者以外のものに関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ事務を適切に処理することはできない。
12	(争訟、交渉等の事務) 争訟、交渉、指導、評価等の事務で本人から収集したのではその目的を達成できない	本人から収集したのでは事務が公正、正確に行われないなど事務の目的を達成できない場合がある。 争訟、交渉、指導、評価等に当たっては、本人

	場合	以外のものから情報を収集することが、当該争訟、交渉、指導、評価等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要なときがある。
1 3	(職員の任免等) 職員の任免等を行う事務の中で本人に関する個人情報を収集する場合	職員の任免等を行う事務において、任用に当たっての的確性の審査及び免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人以外から個人情報を収集する必要がある。
1 4	(国又は他の地方公共団体等) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合	情報の客観性、正確性を確保するために、国等から収集することが必要な場合がある。この場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものに限る。
1 5	(広報紙等作成の取材等) 取材活動等を通じて撮影した写真等に第三者が写っているなどにより、個人情報を収集する場合	対象となる個人情報の内容、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内で、本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないと認められる場合に限るものとする。
1 6	(教育の評価・指導等) 教育における評価、指導等を行うに当たり、本人以外のものから収集するとき。	学校における評価、指導等の事務においては、保護者、関係者等から対象となる個人についての情報を収集することが円滑な実施のために必要なときがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。
1 7	(職員等の事故処理) 職員が関係する事故、市の施設利用者及びイベント参加者の事故処理に当たり、事故	職員が関係する事故、市の施設利用者及びイベント参加者の事故処理・対応を適切に行うため、事故の当事者双方から相手方の情報を収集した

	の当事者等から職員及び相手方等に関する個人情報収集するとき。	り、病院等の当事者以外の者から当事者に関する個人情報収集する必要がある。
18	(融資・利子補給制度) 市の融資・利子補給制度等を運営するに当たり、取扱金融機関から借受者の償還状況等に関する個人情報収集するとき。	市の各種利子補給制度等の運営については、借受者の償還状況等を正確に把握する必要があるが、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じるため、金融機関から収集することが必要である。

○ 包 括 的 諮 問 事 項

2. 収集してはならない個人情報为例的に収集することができる場合の類型

(条例第7条第3項第1号、第2号)

番号	類 型	理 由 又 は 必 要 性
1	(相談、陳情、要望等) 市民等からの相談、陳情、要望、苦情等において、本人の意思により提供される情報の中に、収集禁止事項に係る個人情報が含まれている場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	相談事務では、市民等が自己の意思により意見、考え方、履歴等を披瀝して適切な解決策が見つかるように相談を受けるものであり、また陳情、要望等は自己の意見や主張を実施機関に知らせ、適切な対応を求めるものであり、提供される情報の中に収集禁止事項に係る個人情報が含まれていることがある。これらの場合の個人情報は相談、陳情、要望者等からの自発的又は一方的に提供されるものであり、相談内容の解決あるいは陳情等を適切に処理するために取り扱う必要がある。
2	(意見、主張等) 市民等からの意見、主張等において、本人の意思により提供される情報の中に、収集禁止事項に係る個人情報が含まれている場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	市民等からの電話、手紙等による一方的な意見、主張の中には、収集禁止事項に係る個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、市民等から自発的又は一方的に提供されるものであり、実施機関の意思にかかわらず取り扱うことになるものである。
3	(作 文 等) コンクールや試験等を行う事務において作成される作文、論文等の記載内容に収集禁止事項に係る個人情報が含まれている場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	作文、論文等の内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されている。この中に思想、信条、信仰等の収集禁止事項にかかる個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、本人が表現の自由に基づき作成するものであり、実施機関が制限等をなしえないものである。また本人は、これらの作文、論文等に記載されている内容を実施機関が了知することを前提に提出しているものと考えられる。

4	(刊行物等) 刊行物等で一般に入手し得るものから個人情報を収集するに当たり、当該刊行物の中に収集禁止事項に係る個人情報が含まれている場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	事務の執行上、刊行物等から個人情報を収集する場合があるが、公に出版されている新聞や書籍、雑誌等に公知の情報として掲載されていることにより、誰もが知り得る状態にあることから収集禁止の個人情報であっても、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。ただし、情報の全てが正確なものとは限らないので、出典を明示しておくことが望ましい。
5	(診療、治療等) 診療行為、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	患者や受診者等の病状に合わせて的確な診療行為や疾病の予防等を行うためには、当該患者等の生活感や信仰等に関する個人情報を取り扱う必要がある。また、病歴等の社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報を取り扱うことが必要なときがある。
6	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者の収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	栄典、表彰等を行う場合、上申等に係る調書の中で、選考対象者、候補者の思想、信条及び宗教に関する個人情報を取り扱う必要がある。また、犯罪歴を有する者が選考対象者、候補者となることは、社会通念上そぐわないものであるため、選考事務を行う上で犯罪歴を取り扱う必要がある。
7	(職員の任免等) 職員や委員の任免等を行う事務の中で収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【差別原因情報】	公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての的確性の審査及び免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人等の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。

8	(議員等の政治理念等) 議員等の政党名、会派名、政治理念等の収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【思想、信条等】	実施機関は、議会への対応等を行うに当たり、議員等の政党名、会派名、政治理念等の収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことがあり、また議会における質疑応答内容等から政党名、政治理念を取り扱うこともある。これらは公知の情報でもあるとともに、事務処理上、取り扱う必要がある。
9	(公共事業における土地等の取得等) 公共事業において土地等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の移転又は改修の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため、土地所有者等の収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 公共事業において土地等の取得、許認可、指定、官民境界確定協議、公共用財産の管理・処分等を行うに当たって収集する場合 【信教等】	土地等の取得等に当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の移転又は改修が必要となる場合には、その移転又は改修の費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため土地所有者等の収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。 また、土地所有者等の意思により主張、提供をされる場合には、実施機関側で制限等ができないこともある。 土地等の取得、公有財産との境界確定協議、裁決、許認可、指定等を行うに際して、真の所有者・権利者を確認するため、土地、家屋等の所有者等、相続関係の調査・確認により、戸籍及び本籍に関する個人情報を収集する必要がある。
10	(国際交流等) 海外からの研修生や来訪者等の受け入れを行うに当たり、当該研修生の収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【信教等】	海外からの研修生や来訪者等の受け入れを行う場合は、宗教による食事の制限や生活習慣の違いにより滞在中の生活に支障が生じないようにするため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。

1 1	(各種年金、保険給付等) 各種年金、保険給付等に関する事務を行うに当たり、申請者等の収集禁止事項に係る個人情報収集する場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	各種年金、保険給付等を行う事務において、申請者等から申請の理由、経過、実状等を正確に把握する必要があるため、その内容によっては収集禁止事項である、心身に関する個人情報等を取り扱う必要がある。
1 2	(税等の徴収) 市民税及び国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに当たり、収集禁止事項に係る個人情報収集する場合 【思想、信条等】 【差別原因情報】	市民税、国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに当たり、法令上の負担軽減措置の申請や納税・納入が困難であることについて、本人等から事情説明を受ける場合に、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことがある。この場合の個人情報は、納税・納入義務者から自発的に提供されるものであり、事務の目的達成のために取り扱う必要がある。
1 3	(研修会の参加等) 研修会の参加や資格の取得に際して収集禁止事項に係る個人情報収集する場合 【差別原因情報】	研修会の参加や資格の取得に際して、健康状態が要件に課されている場合があり、その内容によっては収集禁止事項である、心身に関する個人情報等を取り扱う必要がある。
1 4	(障害関係事業等) 障害を有する者を対象とした事務事業等を行うに当たって、対象者を把握するために収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【差別原因情報】	障害を有する者に対して、適切な事務事業を行って行くためには、収集禁止事項である心身に関する個人情報を収集する必要がある。

1 5	(学校教育関係) 学校等において在籍者に関する事務を行うに当たって、収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 市内の児童・生徒等の在籍者数や運動能力など学校教育に係る現状を把握するために、収集する場合 【差別原因情報】	児童・生徒等の指導を行うために、収集禁止事項である心身に関する個人情報を収集する必要がある。 市内の児童・生徒等の在籍者数や運動能力など継続的に学校教育の現状を把握していくために、心身に関する個人情報を収集する場合がある。
1 6	(災害、事故原因等の調査) 災害調査や事故調査等に関する事務を行うに当たって、収集禁止事項に係る個人情報を収集する場合 【差別原因情報】	災害や事故等の状況を把握する事務及び災害や事故等により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うため、収集禁止事項である、心身に関する個人情報等を取り扱う必要がある。

○ 包 括 的 諮 問 事 項

3. 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用・提供することができる場合の類型
(条例第8条第1項第6号)

番号	類 型	理 由 又 は 必 要 性
1	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行う場合	栄典、表彰等を行う場合、選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障を生ずるおそれがある。このため選考対象者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を目的外利用等することを認める必要がある。
2	(指導員、講師、附属機関の委員等の選任) 指導員、講師、附属機関の委員等の人選を行う場合。ただし、委員や講師等の選考等の目的に公益性があり、目的達成のために必要であると認められる範囲に限る。	指導員、講師、附属機関の委員等の人選を行う事務において、本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することができない。また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるために多くの機関から指導員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を目的外利用等することを認める必要がある。
3	(国等からの照会) 国等が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合	国等が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。 個人情報を目的外利用等しない場合、国等があらためて本人から収集しなければならないこととなり、時間や経費に係るばかりか本人にも負担をかけることになる。 国等は住民の福祉の向上を図るため、相互に協力して適切に事務を遂行することが要請されている。 国等の職員は、守秘義務が課されており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。

4	(送付資料等の名簿等) 広報資料の送付又は会議等の案内のために、保有する名簿等の個人情報を目的外利用等する場合	実施機関が実施する事業等の参加者に対して、他の実施機関が関連する事業や会議等の案内をし、又は刊行物を送付することは、当該個人の利益となる。
5	(報道機関の取材等) 報道機関に発表し、又は報道機関の取材や要請に応じて提供する場合。ただし、市民等に知らせる公益上の必要があり、当該個人情報の内容等からみて当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	対象となる事柄の性質、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して社会通念上許容される範囲内である場合には、取材要請に応じて個人情報を提供することが妥当である。また、事故等特別の理由がある場合などは、発表することが必要なときがある。
6	(裁判所からの照会) 民事訴訟法第 226 条の規定による裁判所からの求めに応じ、報告、文書の送付等をする場合	法律に基づく照会の要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。ただし、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。
7	(弁護士会からの照会) 弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき、弁護士会からの照会に対して回答する場合	法律に基づく照会の要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。ただし、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

8	(訴訟資料) 訴訟当事者である市が訴訟資料として裁判所に提出する場合	事実関係を正確に反映させ、公正な訴訟を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に配慮しながら処理する必要がある。ただし、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

○ 包 括 的 諮 問 事 項

4. オンライン結合により情報を特定のものに提供することができる場合に関する事項
(条例第9条第1項第2号)

番号	システムの 名称 【所管課】	提供対象の個人の 類型 【個人情報記録 項目】	提 供 先	オンライン結合による提供の必 要性等
1.	My Web マイウェブ (グループウェア) 【総務課】	市 職 員 【氏名、職員番号、 所属、役職、生年月 日、性別、血液型、 住所、電話番号】	教育委員会・ 消防長・議会 農業委員会・ 選挙管理委員 会・監査委員 公平委員会・ 固定資産評価 審査委員会 の職員	グループウェアの性質上、職 員間の連絡をするために必要。 ユーザーIDを与えられた職 員のみ利用可能なシステムとな っている。
2.	財務会計オ ンラインシ ステム 【会計課】	債 権 債 務 者 【住所、氏名、電話 番号、取引金融機 関、口座番号】	教育委員会・ 消防長・議会 農業委員会・ 選挙管理委員 会・監査委員 公平委員会・ 固定資産評価 審査委員会	債権債務者登録において、市 における収入、支出事務の統一 化、迅速化を図るためには、オ ンラインの利用が不可欠である。 提供先は、市の機関に限定さ れており、担当者の特定やパス ワードの設定など適切な保護措 置が講じられている。